

# 道産食品販路確保対策事業委託業務 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

道産食品販路確保対策事業委託業務

## 2 業務の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、外食需要の低迷や巣ごもり需要の増加といった消費者ニーズ・購買行動の変化に対応し、道産食品の継続的な販路確保を図るため、全国の小売店や通信販売と連携した道産食品の販売を行う。

## 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については食産業振興課と協議した上で実施すること。

### (1) 小売店と連携した道産食品の販売

#### ア 実施期間

令和4年(2022年)5月から令和5年(2023年)1月のうち、1店舗あたり4日間程度

#### イ 開催地域

首都圏及び関西圏ほか

#### ウ 実施店舗数

延べ500店舗程度

#### エ 内容

スーパーマーケットや百貨店等と協議の上、販売商品を選定・実施期間を決定し、スーパーマーケットの店舗内や百貨店の地下食品売り場等において、道産食品（一次品、加工品）の特設コーナー設置・販売を行うこと。

なお、様々な消費者層に道産食品を訴求できるよう、複数のスーパーマーケットや百貨店等を選定すること。

#### オ 出品事業者、商品

受託者は、新型コロナウイルス感染症の影響が全道に及んでいることを踏まえ、道内各地の多様な商品を選定するなど、全道域に事業効果が及ぶよう配慮すること。

なお、道が小売店に対し、北海道どさんこプラザのマーケティング支援情報や道の施策に関連する商品を紹介する場を設けること。

また、本事業で取り扱う道産食品は、次の要件を全て満たしているものとする。

- ・道内で生産、製造又は加工が行われた商品
- ・食品表示法、食品衛生法など関係法令の要件を満たしているもの
- ・食品のみ（クラフト雑貨、化粧品、日用雑貨等は除く）

加えて、受託者は、事業者が出品するために必要な基準の確認・商品カルテの作成などに対するサポート体制を整えること。

#### カ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

スーパーマーケットや百貨店等における道産食品の販売に当たっては、政府が策定する直近の方針や業界団体等が策定する業種別のガイドラインなどを遵守し、万全の感染防止対策を講じるよう実施店舗と調整を図ること。

#### キ 販売実績の報告

受託者は、各小売店における道産食品の販売終了後から2週間以内に、販売実績（期間、売上、客数、実施店舗数、売場の様子及び広告の内容など）を任意様式により道へ報告すること。

### (2) 通信販売と連携した道産食品の販売

#### ア 実施期間

令和4年(2022年)6月から令和5年(2023年)1月のうち一定期間

#### イ 実施媒体数

4媒体(社)程度

## ウ 内容

通信販売運営事業者と協議の上、販売商品を選定・実施期間を決定し、通販カタログ等において道産食品（一次品、加工品）の特集ページ設置・販売を行うこと。

## エ 出品事業者、商品

3の（1）のオと同様とする。

## オ 販売実績の報告

受託者は、各媒体における道産食品の販売終了後から2週間以内に、販売実績（期間、発行部数〔紙媒体の場合〕、売上及び購入者数など）を任意様式により道へ報告すること。

## （3） 其他道産食品の継続的な販路確保に資する取組の実施

上記（1）及び（2）によらない方法であっても、道産食品の継続的な販路確保を十分に図ることができる取組について検討し、都度、道と協議を行うこと。

## （4） 周知広報業務

上記（1）～（3）の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら的確な周知広報を行うこと。

また、各実施店舗及び媒体においては、同じロゴやキャッチコピーを使用するなど連携を図り、効果的にPRすること。

## （5） 継続的な販路確保に向けた検討会の実施

道産食品の継続的な販路確保に向けて、道、受託者及び実施小売店・通信販売運営事業者が、上記（1）～（3）の販売実績及び成果を踏まえた意見交換を行う場を設けること。

## （6） 報告書の作成

上記（1）～（5）の実施結果について、次の項目を含む報告書を作成すること。

### ・ 道産食品の販売実績及び成果

①出品商品情報、②売上額〔商品別、スーパーや百貨店等の店舗別及び事業者別、通販カタログ等の媒体別など〕、③来店者数やレジ客数、④出品事業者・商品に対するバイヤーや消費者等の声、⑤道産食品の継続的な販路確保に資する情報

### ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

### ・ 周知広報の実績

### ・ 検討会の実施内容

なお、実施期間の途中でであっても、道からの要請があった場合、受託者は指定期日までに指定された項目を任意様式により報告すること。

## （7） 成果物の提出

納入成果物及び形態は次のとおり。

・ 報告書（紙媒体〔A4版〕：2部、電子媒体〔CD-R又はDVD〕：1式）

※電子媒体は、Windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なものとする。

## 4 委託期間

契約締結日の日から令和5年(2023年)3月17日(金)までとする。

## 5 積算上限額

委託料 111,468 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### （1） 予算にかかる留意事項について

令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の内容を変更する場合又は事業を中止する場合がある。

その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

## 6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

### （1） 業務遂行能力全般

ア 業務実施に必要なかつ十分な体制となっているか。

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。

ウ 道内関係自治体・食関連団体・地域の食関連事業者との関係や道産食品の十分な知見、商品マーチャライジングなどのマーケティングの実績を有しているか。

(2) 企画提案内容

ア 道産食品の販売について、開催地域、実施店舗・媒体及び実施時期のほか、具体的な内容（出品事業者及びその商品の選定の方法等）が事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。

イ 道産食品の販売について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分な内容となっているか。

ウ 出品事業者や商品について、道内各地から幅広く選定するほか、道が小売店に対して商品を紹介する場を設けるなど、全道域に事業効果が及ぶよう配慮された提案となっているか。

エ 事業者が出品するために必要な基準の確認・商品カルテの作成などに対して十分なサポート体制がとられているか。

オ 周知広報業務について、事業の趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。

カ 報告書は、道産食品の継続的な販路確保に資する内容となっているか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点）

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点）

## 7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関

係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様 式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）3月4日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。  
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料  
（道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書〔写し〕や認証書〔写し〕）
- (2) 様 式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部  
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は提案者名を記載しないもの。  
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）3月16日（水）17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。  
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先  
〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 マーケティング係（担当：阿部）  
電話 011-204-5766（直通）、ファクシミリ 011-232-8860